平成２９年（フ）第９４８号
大阪府河内長野市原町３丁目13番２号
債務者　中谷　　綾
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９５０号
堺市南区晴美台４丁１番３―203号
債務者　村上　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６２号
大阪府大阪狭山市半田３丁目1579番地の１（101号）
債務者　宮崎さつき
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７１号
堺市中区土師町５丁６番６―301号
債務者　大江　　司
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７８号
大阪府羽曳野市野々上２丁目９番12号
債務者　松村　　司（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９８１号
堺市南区茶山台３丁22番10―602号、前住所
堺市南区槇塚台１丁10番11―307号
債務者　岩村恵理子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９１号
堺市西区山田４丁1385番地16
債務者　井上　弥生
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９７号
大阪府柏原市田辺２丁目11番24号
債務者　中井　美甫
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１００８号
堺市南区高倉台１丁３番４―404号
債務者　寺田　和子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番21―103号
債務者　有村　博幸
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８１号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅２―118
債務者　木津千惠美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
大阪府阪南市和泉鳥取687番地の６、前住所
大阪府守口市緑町１番26―206号
債務者　藤本　貴紀
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―108号
債務者　吉野　登次
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９４号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地50棟401号
債務者　藤田　亜美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地50棟401号
債務者　藤田絵里菜
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
大阪府泉南市信達岡中133番地の６
債務者　増田　岩男
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
大阪府岸和田市加守町４丁目５番15号
債務者　堀野　清美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
島根県大田市大田町大田口1177番地４　サンフォーレ山崎Ⅱ102
債務者　山本　達浩
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部